別表第二号の二の五（第11条の２の４第２項関係）

無線局情報提供請求書

［略］

［１～３　略］

４　希望する情報提供の実施の方法（注４）

□用紙に出力したものの交付

□電磁的方法による提供

（電子メールアドレス：　　）

請求に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

［注１～３　略］

４　希望する情報提供の実施の方法については、該当する事項の□１か所にレ印を付けることとし、電磁的方法による提供の□にレ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年十二月二十五日から施行する。

○総務省令第八十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

総務大臣　鈴木　淳司

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）	［新設］
第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号。以下この条及び次条において「令和五年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。	

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人